

策定年月	平成 18 年 8 月
変更年月	平成 21 年 7 月
変更年月	平成 22 年 6 月
変更年月	平成 26 年 9 月
変更年月	令和 3 年 10 月
変更年月	令和 5 年 9 月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

新潟市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	…2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	…5
1	農業経営の指標	…5
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	…14
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	…14
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	…14
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	…14
2	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項	…15
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	…15
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	…16
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	…16
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	…17
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	…18
1	地域計画推進事業に関する事項	…18
2	利用権設定等促進事業に関する事項	…18
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	…24
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	…26
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	…26
第 6	その他	…27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現在の新潟市は、平成17年に新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、巻町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村が合併し人口約81万人となり、平成19年に政令指定都市となった。

本市は、新潟県の中央に広がる新潟平野に位置し、農地はその多くが平坦な低湿地に広がっている。農業生産では米を中心に、野菜や果物、花き花木、畜産等、多種多様な農産物が生産されている。

2 本市の農業構造は、令和2年の農家戸数では9,675戸、農家率は約2.8%となっている。5年前に比べると農家戸数は1,578戸減少し、農家率は0.6%減少した。また、個人経営体の基幹的農業就業者10,379人のうち65才以上の高齢者は7,042人で、67.8%を占めている。5年前に比べ8.5%増加しており、高齢化が進んでいる。

一方、砂丘地においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されず、一部遊休化した農地が存在する。これらを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状、及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり原則1,800時間～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を総合的に実施する。

まず、本市は、新潟市農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、新潟市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、新潟北土地改良区、阿賀野川土地改良区、豊浦郷土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、早出川土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区、角田山ろく土地改良区（以下「土地改良区」という。）、新潟県農業共済組合、農業普及指導センター、公益社団法人新潟市南区農業振興公社が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、新潟市北区農業再生協議会、新潟市亀田郷農業再生協議会、新潟市秋葉区農業再生協議会、新潟市南区農業再生協議会、新潟市西区農業再生協議会、西蒲区農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため地域計画による話し合い等を促進する。

さらに、望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員等による掘り起こし活動を強化し、担い手への農地集積を促進するとともに、利用権設定と併せて農作業受委託を促進する。

また、地域計画により地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図ることとし、これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画による地域での話し合いと合意形成を促進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成、及び農用地の利用集積の方向性を具体的に示すこととする。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要なものであると同時に、農地所有適格法人等への経営発展母体としても期待される。そのため、オペレーター育成、受委託の促進等により、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、担い手不足が深刻な地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化

及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理事業の活用による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 本市は、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善の方策の提示等の重点的指導、研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受け行う。

特に、大規模経営をめざす経営体においては、適切な資金計画の下に投資を行っていくため、農業協同組合の融資担当者等に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、農業再生協議会の下に、市場関係者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践計画の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和2年度の新規就農者は74人であり、過去10年間、増加傾向となっている。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、本市においては年間70人の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間10経営体増加させることを目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営

開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介や農地中間管理機構による貸借を行い、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合による重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標の達成に向けた効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

1 農業経営の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
1 土地利用型① (水稻+大豆委託) [従事者 2.0人] <経営概要> ・大豆は土地を提供し、小作料を受け取る ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 主食用米 17.5ha 加工用米 5.5ha 大豆委託 2.0ha <経営面積> 自作地 3.0ha 借地 22.0ha <水稻品種構成> コシヒカリ 10.5ha その他品種 12.5ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (120坪) 1.0 パイプハウス (230坪) 1.0 トラクター (60ps) 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 1.0 コンバイン (5条) 1.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 トラック (1トン) 1.0 軽トラック 2.0 乾燥機 (45石) 3.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0
2 露地野菜単一型 [従事者 2.0人] <経営概要> ・自作地で栽培 ・機械・施設はコスト低減の	<作付面積> ねぎ 0.6ha かぶ 0.3ha すいか (ハウス) 0.3ha すいか (改良整枝) 1.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (40坪) 1.0 パイプハウス (90坪) 10.0 パイプハウス (45坪) 1.0 かん水施設 1.0

<p>ため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><経営面積> 2.2ha 自作地 2.2ha</p>	<p>堆肥盤 (11 坪) 1.0 トラクター (45ps) 1.0 運搬車 1.0 トラック (1 トン) 1.0 ライムソワー (3 戸共有) 0.3 深堀ロータリー (5 戸共有) 0.2 かぶ洗浄機 (補助事業活用) 1.0 ねぎ根葉切機 (補助事業活用) 1.0 ねぎ堀取機 (補助事業活用) 1.0</p>
<p>3 露地野菜複合型① (水稻+露地野菜) [従事者 2.0 人]</p> <p><経営概要> ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・露地野菜は、自作地・借入地の畑地で ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積> 主食用米 10.5ha 加工用米 4.5ha すいか 1.5ha 加工用大根 1.5ha</p> <p><経営面積> 自作地 2.5ha 借地 15.5ha</p> <p><水稻品種構成> コシヒカリ 6.5ha その他品種 8.5ha</p>	<p><資本装備> 作業場兼格納庫 (40 坪) 1.0 パイプハウス (92 坪) 1.0 パイプハウス (90 坪) 10.0 かん水施設 (1ha) 1.0 トラクター (45ps) 1.0 乗用田植機 (8 条) 1.0 コンバイン (4 条) 1.0 フォークリフト (1.5 トン) 1.0 乾燥機 (40 石) 2.0 トラック (1 トン) 1.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>
<p>4 露地野菜複合型② (水稻+露地野菜) [従事者 2.0 人]</p> <p><経営概要> ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・露地野菜は自作地の栽培 ・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積> 主食用米 11.5ha 加工用米 3.5ha えだまめ 1.2ha ブロccoliリー 0.8ha</p> <p><経営面積> 自作地 1.8ha 借地 14.4ha</p> <p><水稻品種構成> コシヒカリ 7.0ha</p>	<p><資本装備> 作業場兼格納庫 (40 坪) 1.0 パイプハウス (92 坪) 1.0 堆肥盤 (11 坪) 1.0 トラクター (45ps) 1.0 乗用田植機 (8 条) 1.0 コンバイン (4 条) 1.0 フォークリフト (1.5 トン) 1.0 乾燥機 (45 石) 2.0 トラック (1 トン) 1.0 軽トラック 1.0 精米機 (180kg/hr) 1.0</p>

	<p>その他品種 8.0ha</p>	<p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>半自動定植機 1.0</p> <p>ハーベスター 1.0</p>
<p>5 施設野菜複合型① (水稲+施設野菜) [従事者 2.0人]</p> <p><経営概要> ・加工用米・輸出用米を取り入れた体系 ・施設園芸は、トマト・きゅうりの半促成・抑制栽培 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積></p> <p>主食用米 11.5ha</p> <p>加工用米 5.0ha</p> <p>トマト 0.4ha</p> <p>きゅうり 0.4ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 1.9ha</p> <p>借地 15.0ha</p> <p><水稲品種構成></p> <p>コシヒカリ 6.6ha</p> <p>その他品種 9.9ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (50坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (57坪) 2.0</p> <p>鉄骨ハウス (300坪) 4.0</p> <p>トラクター (45ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 1.0</p> <p>コンバイン (4条) 1.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 2.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>
<p>6 施設野菜複合型② (水稲+施設野菜) [従事者 2.0人]</p> <p><経営概要> ・加工用米は多収性品種を導入 ・施設野菜は、越後姫の高設栽培。自家直売所も運営 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積></p> <p>主食用米 5.0ha</p> <p>加工用米 2.0ha</p> <p>越後姫 0.4ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 1.0ha</p> <p>借地 6.4ha</p> <p>いちご直売所 1か所</p> <p><水稲品種構成></p> <p>コシヒカリ 3.0ha</p> <p>その他品種 4.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (35坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (44坪) 1.0</p> <p>高設パイプハウス (100坪) 12.0</p> <p>冷蔵庫 (2坪) 1.0</p> <p>直売店舗 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (6条) 1.0</p> <p>コンバイン (3条) 1.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 1.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>高設置装置 12.0</p>
<p>7 果樹単一型① [従事者 2.0人]</p>	<p><作付面積></p>	<p><資本装備></p>

<p><経営概要></p> <p>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p>日本なし 0.8ha</p> <p>西洋なし 0.3ha</p> <p><経営面積> 1.1ha</p> <p>自作地 0.7ha</p> <p>借地 0.4ha</p>	<p>作業場兼格納庫 (35坪) 1.0</p> <p>果樹棚 1.0</p> <p>かん水施設 1.0</p> <p>堆肥盤 (22坪) 1.0</p> <p>防風施設 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>軽トラック 1.0</p> <p>チッパー 1.0</p> <p>ミニバックホー 1.0</p> <p>スピードプレイヤー 1.0</p> <p>マニュアルスプレッダー 1.0</p> <p>ロータリーモアー 1.0</p>
<p>8 花き単一型</p> <p>[従事者 2.0人]</p> <p><経営概要></p> <p>・自作地で栽培</p> <p>・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積></p> <p>チューリップ (切り花) 0.1ha</p> <p>ユリ (切り花) 0.6ha</p> <p><経営面積> 0.7ha</p> <p>自作地 0.7ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (35坪) 1.0</p> <p>鉄骨ハウス (300坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (100坪) 3.0</p> <p>雨よけハウス (75坪) 20.0</p> <p>かん水施設 1.0</p> <p>冷蔵庫 (20坪) 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>軽トラック 1.0</p> <p>選花機 1.0</p> <p>暖房機 2.0</p>
<p>9 花き複合型</p> <p>[従事者 2.0人]</p> <p><経営概要></p> <p>・水稻と花きの複合経営</p> <p>・加工用米・輸出用米を取り入れた体系</p> <p>・花きは、チューリップ切り花及びユリ切り花を栽培</p> <p>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積></p> <p>主食用米 11.5ha</p> <p>加工用米 5.0ha</p> <p>チューリップ (切り花) 0.2ha</p> <p>ユリ (切り花) 0.1ha</p> <p><経営面積> 16.9ha</p> <p>自作地 1.9ha</p> <p>借地 15.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (50坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (57坪) 2.0</p> <p>パイプハウス (100坪) 6.0</p> <p>かん水施設 1.0</p> <p>冷蔵庫 (20坪) 1.0</p> <p>トラクター (45ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 1.0</p> <p>コンバイン (4条) 1.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 2.0</p>

	<p><水稲品種構成></p> <p>コシヒカリ 6.6ha</p> <p>その他品種 9.9ha</p>	<p>トラック (1 トン) 1.0</p> <p>軽トラック 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>温風暖房機 6.0</p>
<p>10 酪農単一型</p> <p>[従事者 2.0 人]</p> <p><経営概要></p> <p>・年間平均乳量は 9,000kg/頭</p> <p>・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を 4 割程度延長</p>	<p><作付面積></p> <p>乳用牛 60 頭</p>	<p><資本装備></p> <p>成牛舎 (210 坪) 1.0</p> <p>育成牛舎 (28 坪) 1.0</p> <p>尿溜 (37 坪) 1.0</p> <p>堆肥舎 (1/2 リース) (210 坪) 1.0</p> <p>収納庫 (26 坪) 1.0</p> <p>バークリーナー 1.0</p> <p>ミルカ (クラスター1/2 リース) 1.0</p> <p>バルククーラー (クラスター1/2 リース) 1.0</p> <p>自動給餌機 1.0</p> <p>トラクター (54ps) (2 戸共有) 0.5</p> <p>ショベルローダー (800kg) (2 戸共有) 0.5</p> <p>ダンプ (2 トン) 1.0</p> <p>細霧システム 16.2</p>
<p>11 肉用牛複合型</p> <p>(水稲+肉用牛)</p> <p>[従事者 2.0 人]</p> <p><経営概要></p> <p>・コシヒカリの作付割合は 4 割、加工用米は多収性品種を導入</p> <p>・機械・施設はコスト低減のため耐用年数を 4 割程度延長</p>	<p><作付面積></p> <p>主食用米 5.0ha</p> <p>加工用米 2.0ha</p> <p>肉用牛 100 頭</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 1.5ha</p> <p>借地 5.5ha</p> <p><水稲品種構成></p> <p>コシヒカリ 3.0ha</p> <p>その他品種 4.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (35 坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (44 坪) 1.0</p> <p>牛舎 (184 坪) 1.0</p> <p>堆肥舎 (47 坪) 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (6 条) 1.0</p> <p>コンバイン (3 条) 1.0</p> <p>フォークリフト (1.5 トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45 石) 1.0</p> <p>トラック (1 トン) 1.0</p> <p>ダンプカー (2 トン) 1.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p>

		色彩選別機 (200kg/hr)	1.0
12 養豚単一型 [従事者 3.0人]	<作付面積> 養豚 (母豚) 140 頭	<資本装備> 繁殖分娩豚舎 肉豚舎 密閉縦型発酵装置 浄化槽 堆肥舎 ショベルローダー 給餌器 (子豚) 給餌器 (肉豚) 自動給餌システム ガスブルーダー 高圧洗浄機 スクリーコンベア トラック (2 トン) 軽トラック	1.0 1.0 2.0 1.0 1.0 1.0 47.0 110.0 6.0 63.0 4.0 2.0 2.0 2.0
<経営概要> ・養豚の一貫経営 ・優良な系統の豚を飼養 ・家畜排せつ物は適正に処理 ・水田は土地利用型農家などに委託 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を 4 割程度延長			

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
13 土地利用型② (水稻+大豆) [従事者 8.0人]	<作付面積> 主食用米 70.0ha 加工用米 10.0ha 大豆 20.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (90 坪) 1.0 パイプハウス (260 坪) 1.0 トラクター (60ps) 2.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8 条) 2.0 水稻直播アタッチメント (8 条) 1.0 水田乗用施肥機 1.0 コンバイン (6 条) 2.0 フォークリフト (1.5 トン) 1.0 トラック (1 トン) 1.0 軽トラック 3.0 乾燥機 (45 石) 4.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0
<経営概要> ・コシヒカリの半分を直播栽培し収穫期を分散。一部を輸出 ・コスト低減のため、加工用米は多収性品種を導入 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を 4 割程度延長	<経営面積> 借地 100.0ha <水稻品種構成> コシヒカリ 42.0ha その他品種 38.0ha	

		ブームスプレイヤー	1.0
		大豆コンバイン	1.0
		ドローン	1.0
14 土地利用型③ (水稲+加工野菜) [従事者 5.0人] <経営概要> ・2年3作体系を含む土地利用型農業 ・加工用米は多収性品種を導入 ・加工野菜の機械は4経営体で共同利用 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 主食用米 36.0ha 加工用米 8.0ha 加工たまねぎ 8.0ha 加工キャベツ 8.0ha <経営面積> 借地 60.0ha <水稲品種構成> コシヒカリ 21.0ha その他品種 23.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (90坪) 1.0 パイプハウス (360坪) 1.0 堆肥盤 (22坪) 1.0 トラクター (60ps) 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 2.0 コンバイン (5条) 2.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (45石) 4.0 トラック (1トン) 1.0 軽トラック 2.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0 全自動定植機 (4条) (4戸共有) 0.3 オニオンハーベスター (4戸共有) 0.3 キャベツ収穫機 (4戸共有) 0.3 マニユアスプレッダー (4戸共有) 0.3	
15 露地野菜複合型③ (水稲+露地野菜) [従事者 5.0人] <経営概要> ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長	<作付面積> 主食用米 29.0ha 加工用米 5.0ha えだまめ 6.0ha さといも 1.0ha <経営面積> 借地 41.0ha <水稲品種構成> コシヒカリ 17.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 (90坪) 1.0 パイプハウス (230坪) 1.0 堆肥盤 (22坪) 1.0 トラクター (60ps) 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 2.0 コンバイン (5条) 2.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (45石) 4.0 トラック (1トン) 1.0	

	<p>その他品種 17.0ha</p>	<p>軽トラック 2.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p> <p>さといも掘り取り機 1.0</p>
<p>16 施設野菜複合型③ (水稲+施設野菜) [従事者 5.0人]</p> <p><経営概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設野菜は環境制御、半促成・抑制栽培 機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長 	<p><作付面積></p> <p>主食用米 24.0ha</p> <p>加工用米 10.0ha</p> <p>トマト 0.4ha</p> <p>きゅうり 0.4ha</p> <p><経営面積></p> <p>借地 34.4ha</p> <p><水稲品種構成></p> <p>コシヒカリ 12.0ha</p> <p>その他品種 22.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (90坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (230坪) 1.0</p> <p>鉄骨ハウス (環境制御) (300坪) 4.0</p> <p>トラクター (60ps) 1.0</p> <p>乗用田植機 (8条) 2.0</p> <p>コンバイン (5条) 2.0</p> <p>フォークリフト (1.5トン) 1.0</p> <p>乾燥機 (45石) 4.0</p> <p>トラック (1トン) 1.0</p> <p>軽トラック 2.0</p> <p>精米機 (180kg/hr) 1.0</p> <p>色彩選別機 (200kg/hr) 1.0</p>
<p>17 果樹単一型② (観光果樹園) [従事者 4.0人]</p> <p><経営概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹の観光果樹園、全量直売経営 日本なしは、幸水・豊水・あきづき・新高・新興、西洋なしは、ルレクチエを栽培 機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長 	<p><作付面積></p> <p>無加温ハウス巨峰 0.6ha</p> <p>露地ぶどう 0.4ha</p> <p>日本なし 0.8ha</p> <p>西洋なし 0.3ha</p> <p><経営面積></p> <p>自作地 1.7ha</p> <p>借地 0.4ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 (35坪) 1.0</p> <p>パイプハウス (60a) 1.0</p> <p>果樹棚 1.0</p> <p>かん水施設 1.0</p> <p>堆肥盤 (22坪) 1.0</p> <p>防風施設 1.0</p> <p>トラクター (30ps) 1.0</p> <p>軽トラック 1.0</p> <p>チップパー 1.0</p> <p>ミニバックホー 1.0</p> <p>ロボット草刈り機 1.0</p> <p>スピードプレイヤー 1.0</p> <p>ロータリーモアー 1.0</p>

<p>18 農産加工複合型 (水稻+農産加工) [従事者 5.0人]</p> <p><経営概要> ・農産加工は、もちとおこわで直接販売と卸販売に取り組む ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積> 主食用米 23.0ha 加工用米 10.0ha</p> <p><経営面積> 借地 33.0ha</p> <p>もち加工所 1か所</p> <p><水稻品種構成> コシヒカリ 15.0ha その他品種 18.0ha</p>	<p><資本装備> 作業場兼格納庫 (120坪) 1.0 パイプハウス (230坪) 1.0 加工施設 1.0 トラクター (60ps) 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 1.0 乗用田植機 (6条) 1.0 コンバイン (5条) 1.0 コンバイン (4条) 1.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (45石) 4.0 トラック (1トン) 1.0 軽トラック 2.0 精米機 (180kg/hr) 1.0 色彩選別機 (200kg/hr) 1.0 自動餅つき機 1.0 のし餅成型機 1.0 冷蔵庫 (3坪) 1.0 角切りカッター 1.0</p>
<p>19 6次産業化型 (水稻+農家レストラン・直売所) [従事者 6.0人]</p> <p><経営概要> ・水稻のうちコシヒカリは5割を作付 ・機械・施設は、コスト低減のため耐用年数を4割程度延長</p>	<p><作付面積> 主食用米 23.0ha 加工用米 10.0ha</p> <p><経営面積> 借地 33.0ha</p> <p>レストラン・直売所 1か所</p> <p><水稻品種構成> コシヒカリ 14.0ha その他品種 19.0ha</p>	<p><資本装備> 作業場兼格納庫 (90坪) 1.0 パイプハウス (230坪) 1.0 レストラン・直売所 1.0 トラクター (60ps) 1.0 トラクター (30ps) 1.0 乗用田植機 (8条) 1.0 乗用田植機 (6条) 1.0 コンバイン (5条) 1.0 コンバイン (4条) 1.0 フォークリフト (1.5トン) 1.0 乾燥機 (45石) 4.0 トラック (1トン) 1.0 軽トラック 2.0 精米機 (180kg/hr) 1.0</p>

		色彩選別機 (200kg/hr)	1.0
--	--	------------------	-----

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	ア 経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を实践 イ 家計部門を明確に区分した上で、パソコン等を活用し、農業部門のみで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施 ウ 経営企画力の向上等により、経営管理の熟度を高め法人化へ移行 エ 経営管理に関する専門家の活用や研修等への積極的な参加
農業従事の態様	ア 家族経営協定の締結による就業環境等の整備 イ 給料制・休日制の導入、社会保険への加入など、雇用者等の福利厚生の上 ウ 農業従事者の労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（農業協同組合による労働力調整システムやヘルパー等）を活用 エ 農作業環境、作業方法の改善

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の達成に向けて、認定農業者や認定新

規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業法人へ就業）しようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域等における受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農する者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的な研修、女性が担い手としての能力を十分に発揮するための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、アグリパーク等の施設を活用し、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況

を共有し、当該青年等の営農状況を把握しながら、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、6区に分かれたサポート体制で、関係機関と共に地域に寄り添い、相談から就農定着まできめ細やかに支援するとともに、必要に応じて、地域計画の作成・見直しの話し合いの場への参加や地域計画の修正等の措置を講じることで、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業普及指導センターによる4Hクラブや、青年新規就農者ネットワークへの加入促進、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国、新潟県及び本市の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、アグリパークや農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センターや農業協同組合、認定農業者、指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(4) 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、関係機関等と連携して、作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、相互提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者の後継者確保のため、関係機関等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、相互提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

水田農業等が主である地域においては、近年、組織化・法人化が推進され認定農業者等、担い手となる農業者への農地の集積・集約化が進んでいる。しかし、農地が広範囲に分散しているため効率的な営農が図られていない。

畑作農業が主である砂丘地域等においては、農産物価格の低迷や高齢化等により、担い手不足が深刻化している。これらの要因により農地の集積・集約化が停滞し農地の遊休化が懸念されている。

樹園地においても同様に、農産物価格の低迷、高齢化等により担い手不足が深刻化している。ま

た、個々の農家の仕立て方等の違いにより農地の集積・集約化が進まず、今後、樹園地の遊休化が危惧される。

(2) 今後の見通し

水田農業が主である地域においては、担い手の高齢化等により、法人等の担い手への農地集積が進むものとする。今後は広範囲に散在する担い手の農地を、農地中間管理事業を活用して農地を集約化し、効率のよい水田農業を目指す。

畑作農業が主である砂丘地域においては、遊休農地が増加するものと推測される。今後は、農地中間管理事業を活用することにより、農地の集積・集約化を推進し、地域内外の担い手等が規模拡大や新規参入しやすい条件を整える。

樹園地においては、農地中間管理事業を活用し、樹園地が遊休農地化する前に地域内外の担い手に引き継がれるよう積極的に事業展開を図る。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標
(目標年次 令和12年度)

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
耕地面積の85%程度 (農地集積面積 28,000ha程度)	

(注)「新潟市農業構想(令和5年4月)」より

(注)集積目標には、基幹的農作業受託(耕起、代かき、田植え、防除、収穫、調製等の3作業以上実施)の面積等を含む

- 農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への農地集積を進めるとともに、面的集積(集約化)の割合を高める。

- 育成すべき経営体数に関する目標 (目標年次 令和12年度)

育成すべき経営体数に関する目標		備考
経営体	1,600	
(内訳) 個別経営体	1,500	
組織経営体	100	

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、本市は、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性等を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農作業の受委託を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 地域計画推進事業（法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業）に関する事項

- (1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとする。また、開催にあたっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを活用して周知を図る。
- (2) 協議の場の参加者については、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者とする。また、協議の場においては、地域農業にとって重要な役割を果たす、集団的に存在する農用地で一定の規模以上のもの等について、出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
- (3) 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を、区役所農政担当課に設置する。
- (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、保全等を図るための対応を行う。
- (5) 本市は、地域計画の策定に当たって、新潟県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和

4年法律第56号)による改正前の法(以下「旧法」という。)第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第29号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件をすべて)を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合する者として農業委員会が作成するあっせん、譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した

場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として、農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は開発して農用地、又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認める時は、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の30日前までに、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、

農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を新潟市長に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務執行役員等のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者

- ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示その他適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、旧法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 本市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画の

うち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 旧法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 本市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするもの

とする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等 若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来的に引き継ぐことが重要である。農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議において農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は小杉地区（江南区）他 12 地区で実施している県営圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を定める。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係機関が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成 18 年新潟市公告第 503 号）

この構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年新潟市公告第 270 号）

この構想は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年新潟市公告第 257 号）

この構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年新潟市公告第 482 号）

この構想は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（令和 3 年新潟市公告第 481 号）

この構想は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（令和 5 年新潟市公告第 480 号）

この構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別紙 1（第 5 の 2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 利用権の存続期間は、3年、6年、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地等において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、上記の期間とすることが相当でないと認められる場合には、上記の期間と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、新潟市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を</p>

旨を定めるものとする。			定めるものとする。
-------------	--	--	-----------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにする</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

	ものとする。		
--	--------	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地にかわるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>